

平成30年度税制改正のポイント

(中小企業・小規模事業者向け)

1. 中小企業の事業承継支援を抜本強化します

- 事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する「**事業承継税制**」を、**今後10年間に限って大きく拡充**します。

【要件緩和の内容】

- ・対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)し、さらに、納税猶予割合を80%から100%に拡大し、**事業承継時の支払負担をゼロに**します。
- ・後継者が売却・廃業を行った際は、その時点での株価を基に納税額を計算し、**差額を減免**します。
- ・近年の人手不足の状況に鑑み、**雇用平均8割を満たせなかった場合でも猶予継続**できるようにします。
- ・複数の株主から複数への後継者への事業承継についても適用できるように、**対象者を拡大**します。

2. 親族外への事業承継(M&A)の支援策を創設します

- 近年増加している親族外承継(M&A)を支援するため、**M&Aの際に発生する税負担(登録免許税・不動産取得税)**の軽減措置を創設します。

3. 設備投資に係る固定資産税の特例を受けられます

- 市町村の認定を受け、**高い労働生産性の向上を目指す企業**が導入する設備について、**3年間固定資産税の軽減(ゼロ~1/2)**が受けられます。

4. 賃上げを頑張る企業を徹底的に支援します

- 1. **5%以上の賃上げをした中小企業・小規模事業者は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除**を受けられます(所得拡大促進税制)。また、**2. 5%以上の賃上げを実施した中小企業・小規模事業者のうち、一定の要件を満たす場合は、税額控除率が25%に深掘り**されます。

【一定の要件】次のいずれかを満たす場合

- ①教育訓練費が前年度比で10%以上増加していること
- ②中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われていること

5. IT機器等の少額減価償却資産の導入を支援します

- 30万円未満の減価償却費を取得した際に、合計300万円まで全額損金算入を(即時償却)を認める措置について、**適用期限を2年間延長**します。

6. 交際費を使い、売上維持・拡大を図る企業を支援します

- 定額控除上限額(800万円)までの交際費について、損金算入を認める特例措置の**適用期限を2年間延長**します。

事業承継税制 平成30年度税制改正のポイント

中小企業の事業承継を力強く後押しするため、事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する「事業承継税制」を、今後10年間に限って大きく拡充します。

※今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を支援します。

1 経営環境変化に対応した減免制度を導入します

現行制度

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じる。



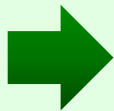
改正後

売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

2 対象株式数の上限を撤廃し猶予割合を100%に拡大します

現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3まで。また、相続税の納税猶予割合は80%。



改正後

対象株式数の上限を撤廃し全株式が適用可能に。また、納税猶予割合を100%に拡大。事業承継時の贈与税・相続税の支払負担をゼロにします。

3 雇用要件を抜本的に見直します

現行制度

事業承継税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ、猶予された税額の全額を納付。



改正後

5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。人手不足等を踏まえた柔軟な制度になります。

4 対象者の制限を大幅に緩和します

現行制度

一人の先代経営者から、一人の後継者へ贈与・相続される株式が対象。



改正後

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。多様な事業承継が対象になります。

※平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

中小企業向け所得拡大促進税制 平成30年度税制改正のポイント

従業員への給与を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除する所得拡大促進税制を拡充し、3年間延長します。

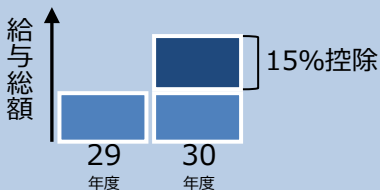
改正後の制度概要

【要件】

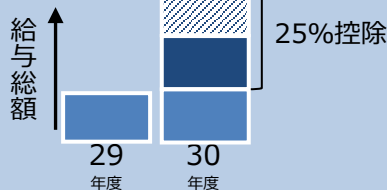
- ①給与総額が前年度以上
- ②平均給与が前年度比で1.5%以上増加

- 前年度からの給与総額の増加額に対して、**15%の税額控除**
- 人材投資や生産性向上に取り組む企業は税額控除率を**25%に上乘せ**

【税額控除：通常】



【税額控除：上乘せ】



<上乘せ>

要件②の増加率が2.5%以上で、以下のいずれかを満たす場合は、前年度からの増加額の25%を控除

- ・教育訓練費が対前年度比10%以上増
- ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上の認定を受け、経営力向上がなされていること

1 基準年度からの増加要件を撤廃します

現行制度

給与総額が基準年度（平成24年度）比で3%以上増加していることが適用の要件。

改正後

基準年度との比較要件は撤廃。

2 税額控除率を拡充します

現行制度

給与総額の基準年度（平成24年度）からの増加額に対して、10%の税額控除。

改正後

給与総額の前年度からの増加額に対して、**15%の税額控除**。

3 人材投資や生産性向上に取り組む企業はさらに支援します

改正後

平均給与が対前年度比で2.5%以上増加しており、人材投資（新たなスキル獲得のための研修等）や生産性向上に取り組む場合には、給与総額の前年度からの増加額に対して、**25%の税額控除**。

事業承継税制の適用が可能な中小企業の範囲

業種目	資本金 又は 従業員数	
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下